

(別 紙)

9月、10月は「行政相談月間」です！

～行政に関する困りごとはありませんか～

行政相談は、役所の仕事や手続などに関して困っていることについて、住民の皆さんの御相談に応じ、解決を図る仕組みです。

総務省は、行政相談制度がより広く皆さんに御利用いただけるよう、9月及び10月の2か月間を「行政相談月間」と定め、全国一斉に様々な活動を展開しています。

行政相談月間中に、皆さんの身近な相談相手である「行政相談委員」が、県内各地で行政相談所を開設しますので、是非、お気軽に御利用ください。

相談は無料で、秘密は厳守いたします。

※相談所開設の詳細は、最寄りの市町村へお尋ねください。

また、東北管区行政評価局は、行政相談月間行事の一環として、次のとおり「行政困りごと特設相談所」を開設いたします。

御不明な点は、同局（TEL：022-262-7839）にお問い合わせください。

日 時	令和8年9月30日（水）① 講演会10時～11時30分 ② 相談会12時～15時
会 場	仙台市中小企業活性化センター セミナールーム1・2 （AER 6階 仙台市青葉区中央1-3-1）
内 容	① 終活に関する講演会（仙台市、仙台法務局） ② 住民からの困りごとへの相談対応 （仙台法務局、仙台国税局、仙台市、仙台弁護士会、宮城県司法書士会、宮城県社会保険労務士会、宮城県土地家屋調査士会、行政相談委員、東北管区行政評価局）

※予約優先。なお、開催時間及び内容については、一部変更となる場合があります。

なお、行政相談は、**総務省行政相談センター きくみみ宮城**
（TEL：0570-090110）において随時受け付けております。

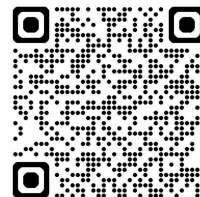
広報に当たっては、右のマスコット入りの画像を提供いたしますので、積極的に御活用ください。

まくみみ宮城



総務省行政相談センター

行政相談マスコット
キクーン



東北管区行政評価局
ウェブサイト